

雇用保険 取得手続き漏れの対処

Q 雇用保険の取得手続きが漏れていた場合、どのように対処すればよいでしょうか。

A 雇用保険の取得手続きに漏れがあった際は、基本的に2年間まで遡及して手続きができます。雇用保険の取得手続きは、原則として雇用した日（もしくは被保険者に該当した日）の属する月の翌月10日までに事業所の所在地を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。

この期限までに何らかの事情で手続き漏れがあり届出が済んでいない場合には、遡及して手続きをすることになります。

個人で届出をする場合、遅延理由書の他に労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等の確認書類の添付が必要となることもありますので管轄のハローワークにご確認ください（社会保険労務士や東京食品福祉厚生事業団等への事務委託事業所は半年以内の遡及は添付書類不要です）。

また、2年以上遡及する場合は、在職者・離職者問わず給料から雇用保険料を控除していて、かつ前述の添付書類等でそれを証明できれば最も古い期間まで遡及することができます。離職者については、年齢・被保険者期間・離職の理由等により雇用保険の基本手当（失業手当）を受けられる日数が決まります。手続き漏れがあると、後々トラブルの元になりかねません。そこで、管轄のハローワークでの「事業所別被保険者台帳」の定期的な申請をお勧めいたします。被保険者氏名や資格取得年月日の確認ができます。

今年度も労働保険料の年度更新の季節がやってまいりました。

まだ東京食品福祉厚生事業団に事務委託をしていない適用事業所は是非一度ご相談ください。